

平成21年 No. 1

東京学芸大学部局長会規程の一部を改正する規程

制定理由

委員の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 1 月 14 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学部局長会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年 1 月15日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第 1 号

東京学芸大学部局長会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学部局長会規程（平成16年規程第38号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学部局長会規程の一部改正について

制定理由：委員の追加に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 部局長会は，次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 <u>(7) 施設・センター長協議会議長</u> <u>(8) 事務局長</u> <u>(9) 部長</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成21年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 部局長会は，次に掲げる者で組織する。 (1) 学長 (2) 理事及び副学長 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 大学院連合学校教育学研究科長 (6) 附属学校運営参事 <u>(7) 事務局長</u> <u>(8) 部長</u> 〔省略〕